

東京都児童福祉審議会条例

(平成 12・3・31 条例第 33 号)

(設置)

第1条 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(委任)

第2条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前に児童福祉法第 8 条第 2 項の規定に基づき設置されていた東京都児童福祉審議会は、この条例による審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

東京都児童福祉審議会条例施行規則

(平成 12・3・31 規則第 110 号)

(一部改正 平成 25・12・27 規則第 144 号)

(組織)

第1条 東京都児童福祉審議会条例（平成 12 年東京都条例第 33 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）は、委員 35 人以内で組織する。

(委員の任期)

第2条 審議会の委員の任期は、2 年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 審議会の委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総数の 4 分の 1 以上の委員が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

(定足数及び表決数)

第5条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会及び部会長)

第6条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、その部会の審議する事項について、専門的知識を有する委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、その部会の事務を総理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

5 審議会は、その議決により部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

6 前条の規定は、部会に準用する。

(幹事長及び幹事)

第7条 審議会に幹事 6 人以内を置き、うち 1 人を幹事長とする。

2 審議会の幹事長及び幹事は、知事が任命する。

3 幹事長及び幹事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

(書記)

第8条 審議会に書記4人以内を置く。

2 審議会の書記は、知事が任命する。

3 書記は、上記の指揮を受け、庶務に従事する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。